

| 大見出しNo. | タイトル    | 小見出し | 小見出しタイトル  | 内容/解説     | 項目数      | 提言書素案   | 第7回WSで出された意見   | 修正箇所   | 理由  |
|---------|---------|------|-----------|-----------|----------|---|--|--|---|
| 1       | 前文      | —    | —         | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 2       | 目的      | —    | —         | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 3       | 定義・基本原則 | 1    | 定義        | 条例に盛り込む内容 | 新しい公共の原則 | 市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担することを新しい公共の原則といたします。                         | 「条例に盛り込む内容」の表現では、いきなり「新しい」という言葉が付いてくることから、「古い公共の原則」ということがあるのか、普遍的な「公共の原則」とは何なのかといった余分な疑問も出てきてしまう。  | 素案の文案通り  | 「新しい公共」という言葉は国等でも広く使われている用語なので、他の言葉に差し替えると、指しているものが異なってくるため、言葉を修正しない方が良い。   |
| 3       | 定義・基本原則 | 1    | 定義        | 条例に盛り込む内容 | コミュニティ   | 自主的で多種多様な活動やその連携により、地域の課題解決に能動的に取り組む人と人のつながりをコミュニティといたします。                | 「多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人のつながりをいいます」に差し替えたかどうか  | 多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人のつながりをいいます。 | グループから提案された修正文案の方が現在の文案より分かりやすいので、差し替えた方が良い   |
| 3       | 定義・基本原則 | 1    | 定義        | 解説・背景     | コミュニティ   | 自主的で多種多様な活動やその連携により、地域の課題解決に能動的に取り組む人と人のつながりをコミュニティといたします。                | —  | 削除   | 条例に盛り込む内容を差し替えると、解説背景の2項目目が必要無くなるので、削除する  |
| 3       | 定義・基本原則 | 2    | 基本原則      | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 3       | 定義・基本原則 | 3    | 市の責務      | 条例に盛り込む内容 | 5        | 組織編制  | —  | 効率的な組織編成   | 「編成」が「編制」という文字となっているので修正する  |
| 3       | 定義・基本原則 | 3    | 市の責務      | 解説・背景     | 5        | 組織編制  | —  | 効率的な組織編成   | 「編成」が「編制」という文字となっているので修正する  |
| 3       | 定義・基本原則 | 3    | 市の責務      | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 4       | 市民      | 1    | 市民の権利     | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 4       |         | 2    | 市民の責務     | —         | —        | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 5       | 情報共有    | 1    | 情報の公開及び共有 | 条例に盛り込む内容 | 1        | 市は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めるものとしてします | “条例に盛り込む内容”の1項目で、「公文書の公開制度を確立する」とあるが、制度的には「確立」されているはずであり、適切な「管理、運営をしていく」ことが重要である。  | 素案の文案通り  | 情報公開の仕組みはあるが、これをもって情報公開制度が確立したわけではなく、適切な管理運用面も含めた制度の充実を図っていくことが求められると考えられ、「確立」としておいた方が良いのではないかと。また、制度が確立することで市民の知る権利も保障されることとなる |
| 5       | 情報共有    | 1    | 情報の公開及び共有 | 条例に盛り込む内容 | 1        | 市は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めるものとしてします | ・「公文書の公開制度」が確立されていたとしても一方通行の情報公開で、情報共有が完成しない場合もあり、市民の側からの「知る権利」、「情報公開を求める権利」を明記しておくことが必要である。<br>・情報共有ができていないときの市民側の拠り所となる条文が必要である。記述する場所としては、「情報共有」の中とすることでもよいが、「市民の権利」のところに書き込むことなども考えられる | 素案の文案通り  | 市民の「知る権利」、「情報公開を求める権利」は1項目目の冒頭に記述があり、さらに4. 市民 1) 市民の権利 部分に、市民の権利の一つとして記述があるので現状のままで良い   |

| 大見出しNo. | タイトル  | 小見出し | 小見出しタイトル          | 内容/解説     | 項目数 | 提言書素案   | 第7回WSで出された意見   | 修正箇所   | 理由   |
|---------|-------|------|-------------------|-----------|-----|---|--|--|--|
| 5       | 情報共有  | 1    | 情報の公開及び共有         | 条例に盛り込む内容 | 2   | 市は、市民との情報の共有や、総合的な情報化の推進を図るために、適切な情報提供を行うとともに、市民に分かりやすく公開し、市が持っている情報を有効的に活用・管理しなければなりません。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>“条例に盛り込む内容”の2項目は、“3)情報の有効活用等”の“条例に盛り込む内容”とほぼ同じ内容であり、“3)情報の有効活用等”に移動して整理した方がよい。</li> <li>“条例に盛り込む内容”の2項目の1行目にある「総合的な情報化」という言葉の内容がよく分からない。「総合的な」を取り除いた方がよい</li> </ul> | 2項目目を削除する。   | グループからの提案通り、2項目目は3)情報の有効活用にある文案で内容を満たしてると考え、削除する   |
| 5       | 情報共有  | 1    | 情報の公開及び共有         | 条例に盛り込む内容 | 3   | 市民は、市との情報共有を進めるため、市民の持つ情報を積極的に提供していくよう努めるものとします   | 「市民の持つ情報を積極的に提供していく」は、個人情報的な内容をイメージしてしまうが、ここでは市民が感じている地域での問題状況など、場合によっては苦情と取られるような内容とも理解しておくべきであろう。  | 【解説・背景】の5項目目を、「市民の持つ情報を活かすため、市民は自らの持つ地域情報を発信することが重要です」とする。 | 情報の内容を明確にするため  |
| 5       | 情報共有  | 2    | 個人情報の保護           | —         | —   | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —  |
| 5       | 情報共有  | 3    | 情報の有効活用等          | 条例に盛り込む内容 | —   | 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めるものとします。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>“1)情報の公開及び共有”の2項目と併せて整理する。</li> <li>市の持っている情報と市民の持っている情報との両者を互いに共有して活用する、ということを分かりやすく表現できればよい。(議員)</li> </ul>   | 素案の文案通り  | 1)情報の公開及び共有【条例に盛り込む内容】の2項目目と統合するが、文案は3)情報の有効活用の文案が分かりやすいので、このままとする。                        |
| 6       | 参加・協働 | 1    | 協働                | —         | —   | (省略)  | —  | 素案の文案通り  | —  |
| 6       | 参加・協働 | 2    | 市民の行政への参画         | 条例に盛り込む内容 | —   | 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとします。                                      | “条例に盛り込む内容”には「政策の立案」「各段階において市民が参画できるよう」とあるが、実際に市民が知るのは予算化された後の場合がほとんどであり、現実的には難しいことである。そのことを、“解説・背景”の中では触れておいて欲しい  | 素案の文案通り  | 予算化での参加を求めているので、「政策の立案」という言葉を追加した。趣旨としては同じ内容と考えられるため、素案のままでよい                              |
| 6       | 参加・協働 | 3    | 附属機関(審議会等)への市民の参加 | 条例に盛り込む内容 | 1   | 市長の附属機関である審議会、委員会等の委員の選任に当たっては、多くの市民の参加が保障されるように、委員の公募等の工夫に努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めます。  | この項目は、市民参加条例で定める内容であり、基本条例としての「自治基本条例」の内容とは少し趣を異にしている  | 素案の文案通り  | 市民参加条例の上位に来るのが自治基本条例であり、基本的な考え方についての記述は必要だ。  |
| 6       | 参加・協働 | 3    | 附属機関(審議会等)への市民の参加 | 条例に盛り込む内容 | 2   | 公募委員数の枠の拡大に努めます。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「多くの市民」、2項目の「公募委員数の枠の拡大」など、人数的な内容が目立つが、市民の持つ多様な意見が反映されることが重要である。</li> <li>市民の想いが伝わるようにということで、公募ではなく無作為抽出による委員の選任をという意見もあった。</li> </ul>                              | 素案の文案通り  | 無作為抽出という言葉が挙げられているが、これは公募の一手法なのでより広い意味のある公募の方がよい   |
| 6       | 参加・協働 | 3    | 附属機関(審議会等)への市民の参加 | 条例に盛り込む内容 | 3   | 条例に基づく市民参加がしっかりと行われているかどうかは、然るべきチェック機関で審査します  | この項目は、主語が明記されていない。「努めます」や「審査します」という主体をはっきりさせる必要がある。  | 3項目目を削除する。   | 内容の3項目目は、市民参加条例で公募委員の割合を30%とするという規程もあるため、それが守られていれば実行されていることになるので、特に審査の必要はないと思われる。項目を削除する。 |

| 大見出しNo. | タイトル   | 小見出し | 小見出しタイトル          | 内容/解説     | 項目数 | 提言書素案  | 第7回WSで出された意見   | 修正箇所   | 理由  |
|---------|--------|------|-------------------|-----------|-----|--|--|--|---|
| 6       | 参加・協働  | 3    | 附属機関(審議会等)への市民の参加 | 解説・背景     | 4   | 条例と実態が伴うように、チェック機能による審査も必要です   | —  | 4項目目を削除する。   | 内容の3項目目を削除するため、解説4項目目も削除する  |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 条例に盛り込む内容 | 1   | 安全・安心で市民が住みやすいまちをめざして、市民等(企業、学校、団体を含む)が力を合わせて、地域の課題を解決していくための重要な役割を担うのがコミュニティ活動です。 | 主語を明確にするために、最後の“コミュニティ活動”を最初に持ってきた方が分かりやすい   | コミュニティ活動は、安全・安心で市民が住みやすいまちを目指して、市民等(企業、学校、団体を含む)が力を合わせて、地域の課題を解決していくための貴重な役割を担っています。 | 文章が分かりやすくなるため   |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 条例に盛り込む内容 | 2   | 行政は、地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組み、住みやすいまちの実現をめざします。                               | 「行政」を「市」にする。コミュニティ活動は、議会・議員も一緒に支援し、協働しながら行っていく内容なので、執行機関だけの役割ではなく、議会の役割でもある  | 「行政は」を「市は」に修正する  | コミュニティ活動は行政だけでなく議会・議員も一緒に支援し協働しながら行っていくため。  |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 条例に盛り込む内容 | 3   | 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとします。                  | ・「自発的に参加するよう努める」は、自発性を強要しているように取られる心配がある。<br>・「参加することが出来る」では、表現が弱い感じがする。出来たら、一歩前進する形にしたい。自発的にを削除したらどうか。                      | 素案の文案通り  | 「自発的に」は自ら進んで活動することであり、この条例で求められている内容なのでこのままにした方が良い。   |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 条例に盛り込む内容 | 3   | 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとします。                  | 「地域の自主的な課題解決のため」は、1項目にも同様な表現があり削除する。   | 素案の文案通り  | 1項目目と3項目目で同じ表現をしているが、内容は異なっている。1項目目は「重要な役割」の説明であり、3項目目は参加の目的・理由に当たるので、それぞれ残しておいた方が良い。                                   |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 解説・背景     | 1   | 久喜市はコミュニティ協議会をはじめ、さまざまな市民組織が地域等で活動し、重要な役割を果たしていることで、コミュニティ活動の重要性を位置づけます。           | 位置づけます」では今まで何もしてこなかった趣旨に取られるので、「位置づけています」が良いと思う  | 素案の文案通り  | グループからは「位置づけています」としたいという意見が出ているが、この条例は合併した新久喜市について取り扱っているため、旧1市3町で位置づけられていた事も、合併後に新たに位置づけ取り組んでいくという気持ちを含め、「位置づけます」としたい。 |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ            | 解説・背景     | 4   | 行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。                                   | ・ 権限の内容としてイメージされるのは、コミュニティ施設の管理運営を地域に移管することなどである。施設のランニングコストは市が持つことになる。<br>・ 権限というと、市民はもっと大きな行政権限などをイメージするので、ここでは表現が適当でないと思う | 市は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。                            | 地域の課題解決の為に役割、機能といった意味合いだと思われるので、グループからの提案通り、「役割・機能」とする。   |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ            | 解説・背景     | 4   | 行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。                                   | ・ 「補助金」について、今は使い方や配分を市が決めているが、地域から見るとそれが実態にそぐわずに苦勞している面がある。地域の実情に応じて補助金の使途や分配を決めるなど、もう少し詳しい表現にした方が市民には誤解が生じにくく、適切かもしれない      | 補助金は、地域の課題解決の為に手段であるため、役割や機能の中に補助金についても含まれることとし、補助金という言葉そのものを削除する。                   |   |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ            | 解説・背景     | 4   | 行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。                                   | —  |  | 「地域に出来ることは地域に任せるために」という表現は目的が何か分かりにくいので、「地域の課題解決のため」に変更する。  |

| 大見出しNo. | タイトル   | 小見出し | 小見出しタイトル     | 内容/解説              | 項目数 | 提言書素案  | 第7回WSで出された意見  | 修正箇所   | 理由   |
|---------|--------|------|--------------|--------------------|-----|--|---|--|--|
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ       | 解説・背景              | 5   | ・行政は、地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。  | ・今まで目指していて、これからも引き続き目指していくことを示す趣旨から「めざしています」が良い   | 市は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。      | グループからは「めざしています」としたいという意見が出ているが、この条例は合併した新久喜市について取り扱っているため、旧1市3町で目指していた事も、合併後に新たに目指していくという気持ちを含め、「めざします」とする。 |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ       | 解説・背景              | 4・5 | ・行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。<br>・行政は、地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。 | 5・6項目の「行政」を「市」にする。(議員)  |  | グループからの提案通り、主語を「行政」から「市」に変更する。   |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ       | 解説・背景              | 4・5 | ・行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。<br>・行政は、地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。 | —   |  | 解説・背景の4・5は前半が共通しているため1つにまとめ「行政は、地域の課題解決の為に、役割や機能などを地域に移し、地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現を目指します。」とする。                  |
| 7       | コミュニティ | 1    | コミュニティ       | 条例に盛り込む内容<br>解説・背景 | 全て  | (省略)   | 各項目とも、盛り込む内容の解説文章と背景説明の文章が混同しているため、解説の文章を盛り込む内容に順番に合わせて前に持ってきて、背景の説明となる文章を後に持ってくる。  | 【条例に盛り込む内容】<br>1・3・2の順とする<br><br>【解説・背景】<br>1・3・4・5・6・2・7の順とする | グループからの提案通りで良いのではないか   |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ活動への支援 | 条例に盛り込む内容          | 1   | 行政は、コミュニティ活動を活性化するために、活動のできる施設の提供、交流の機会、情報提供(広報等)、人材育成や活動補助金等の支援を行います。                             | ・自治基本条例の考え方を受けて支援を行うための根拠となるものが明確になっておらず、この条例を受ける形の市民参加条例や市民活動推進条例との関係を明確にする必要があるだろう<br><br>・1項目の語尾部分を「活動補助金等の支援を行うため、別に条例に定めるものとします。」とする | 素案の文案通り  | 他条例との関連について述べた方が良いとあるが、この提言書は市民からの提言なので「他に条例で定めます」に類する表現はしなくても良いというスタンスで整理していくため、文末は素案のままとする                 |
| 7       | コミュニティ | 2    | コミュニティ活動への支援 | 解説・背景              | 1   | 行政は、旧市町ごとにある既存のコミュニティ活動を軸としながら、交流することで新しいコミュニティの形成が出来るように支援します。                                    | 項目の順番について、1)コミュニティでの入れ替えを受けて、1項目を3番目に移動して順次繰り上げる。   | 【解説・背景】<br>2・3・1・4・5の順とする                                      | グループからの提案通りで良いのではないか   |
| 8       | 行政     | 1    | 総合振興計画の策定    | 解説・背景              | 2   | 社会環境や経済状況等のめまぐるしい変化の状況から、必要が出てきた場合は、総合振興計画を見直します。  | 条例に盛り込む内容”の2項目で、「見直しに努めます」はきちんと行うという意味であり、逐条解説へその旨を記載してほしい  | 素案の文案通り  | 【条例に盛り込む内容】の「見直しに努めます」を【解説・背景】で「見直します」と説明し、さらに市民参加でと付け加えているので、書いた以上はやらなければならない内容となっている。現状のままで良いのではないか。       |
| 8       | 行政     | 1    | 総合振興計画の策定    | 解説・背景              | 2   | 社会環境や経済状況等のめまぐるしい変化の状況から、必要が出てきた場合は、総合振興計画を見直します。  | —   | 「必要が出てきた場合は」を「必要に応じて」に修正する。                                    | 「必要が出てきた場合は」の表現を端的にするため  |
| 8       | 行政     | 2    | 透明性の確保・説明責任  | 条例に盛り込む内容          | 1   | 行政は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明し、市政の公正さと透明性の確保に努めます。                                     | 「政策」だけではなく「計画」の言葉も入れたい。   | 素案の文案通り  | 政策の立案の中には計画も含まれている。政策の立案の方が広い意味を持つため、政策の立案で良いのではないか  |

| 大見出し No. | タイトル | 小見出し | 小見出しタイトル      | 内容/解説              | 項目数 | 提言書素案   | 第7回WSで出された意見  | 修正箇所   | 理由  |
|----------|------|------|---------------|--------------------|-----|---|---|--|---|
| 8        | 行政   | 3    | 行政評価          | 条例に盛り込む内容          | 3   | 市民を入れた事業見直しの継続的な実施を行います   | <ul style="list-style-type: none"> <li>“条例に盛り込む内容”の3項目で、「市民を入れた」はきつい表現かもしれない。</li> <li>行政には良い発想を行うことが求められるため、「市民を入れた」の表記は残しておいた方がよい。</li> </ul> | 素案の文案通り  | ワークショップでの議論の通り、「市民を入れた」は残しておいた方がよい  |
| 8        | 行政   | 4    | 財政            | 解説・背景              | 2   | 市の財政状況等を市民に分かりやすく公開することが必要です  | 地方公共団体の統一形式である現在の財政報告は一般の市民には分かりにくいので、例えば企業会計に沿った形などの例示を“解説・背景”の2項目の文に入れて分かりやすく示したらどう   | 素案の文案通り  | 具体的な名称が出ることで人により解釈が異なるのではないかと。仕組みが違いすぎるので、混乱するのではないかと。現在の「わかりやすく」の表現で十分だ。                 |
| 8        | 行政   | 5    | 市長の責務         | —                  | —   | (省略)  | —   | 素案の文案通り  | —   |
| 8        | 行政   | 6    | 職員の責務         | 条例に盛り込む内容          | 1   | 職員は、市民ニーズに迅速に対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努め、職務を遂行しなければならない責務があります                               | 語尾が「しなければならない」と「責務がある」と2重になっているので、「責務がある」としたらどうか  | 1項目目を「職務を遂行しなければならない責務があります」を「職務を遂行する責務があります」とする。  | ワークショップからの指摘通り文末の表現が2重になっているため  |
| 8        | 行政   | 7    | 意見・要望・苦情等への対応 | 条例に盛り込む内容          | 1   | 市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民全体の利益のために公共の視点から施策や事業に反映することに努めます                      | 「市民全体の利益のために公共の視点から」を「市民全体の利益のための視点から」に修正したらどうか   | 「市民全体の利益のために公共の視点から」を「公共の視点から」とする                  | 「市民全体の利益の為に」という表現が条例になじみにくいことと、公共の視点からに内容が含まれるため  |
|          |      | 7    | 意見・要望・苦情等への対応 | 解説・背景              | 1   | 市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、誠実に応答することが求められます。また、市民の意見等を公共の視点から活用できるものについて、積極的に施策や事業に反映していくことが必要です | —   | 「市民の意見等を公共の視点から」を「市民全体の利益の為に公共の視点から」とする。           | 【条例に盛り込む内容】1項目目の修正を受けて、市民の利益の為にという内容を解説に移動した。「市民からの意見等を」は、すぐ前に同じ内容があるため、なくても分かるという意味で削除した |
| 8        | 行政   | 7    | 意見・要望・苦情等への対応 | —                  | —   | —   | 現在はどこに苦情や意見等を持っていったらよいか分からないので、処理をシステム化することが必要だ。例えば窓口の一本化等、市民が分かりやすい仕組みとすることが必要だ  | 2項目目の文末に、「また、意見等の受付窓口を一本化するなど分かりやすい仕組みが必要です。」を追加する | 対応方法の例示は必要だと思われるため。   |
| 8        | 行政   | 8    | 行政手続          | 条例に盛り込む内容<br>解説・背景 | 1   | 市は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導等に関する基準や手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きを行います                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>主語を「行政」に修正する。</li> <li>「届出」がないため、「処分、不利益処分、行政指導、届出に関する」と修正する。</li> </ul>                                 | 主語を「市は、」から「行政は、」とする。<br>「行政指導等」を「行政指導、届出」とする。      | 行政手続きに議会は関与出来ないの、主語は議会の入らない「行政」とする。また、行政手続法との整合性を踏まえ「届出」を追加する                             |
| 9        | 議会   | 1    | 議会の責務         | 条例に盛り込む内容          | 2   | 議会は、前項の議決機関としての機能を継続的に健全に持続するように努めるものとします。  | 条例に盛り込む内容”の2項目の「議決機関としての機能を継続的に健全に維持する」の意味がよく分からない  | 【条例に盛り込む内容】2項目目を削除する。                              | 2項目目の「継続的に健全に維持」の意味が、1項目目の「市民から信頼される議会運営」に含まれるため  |
| 9        | 議会   | 1    | 議会の責務         | 条例に盛り込む内容          | 3   | 議会は、徹底した市民への情報公開と告示によって、開かれた議会運営に努めるものとします  | “条例に盛り込む内容”の3項目の「告示」という言葉は行政が使う言葉であり、「告示」は「公表」という言葉に修正したらどうか  | 「情報公開と告示によって」を「情報公開によって」とする。                       | 情報公開の中に告示や公表といったものが含まれると考えられる   |
| 9        | 議会   | 1    | 議会の責務         | 条例に盛り込む内容          | 4   | 議会は、適正な議員数により、市民の福祉のために効率的で公正な議会運営に努めるものとします  | 「市民の福祉のために」は、「市民福祉の向上のために」と修正したらどうか   | ワークショップからの提案通り、「市民の福祉のため」を「市民福祉の向上のため」とする。         | 市民福祉をどうするのかを明確にするため   |
| 9        | 議会   | 2    | 議員の責務         | 条例に盛り込む内容          | 1   | 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者としての政治責任を負い、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。                            | 「市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします」に「議会での十分な議論を踏まえて」を挿入し、「市民の意見を積極的に把握し、議会での十分な議論を踏まえて、市政に反映するように努めるものとします。」とする。                                | 素案の文案通り  | ワークショップからの提案である「議会での十分な議論を踏まえて」は、議会の運営の話であり議員の責務ではないので、素案のままとしてほしい                        |

| 大見出しNo. | タイトル        | 小見出し | 小見出しタイトル       | 内容/解説     | 項目数 | 提言書素案  | 第7回WSで出された意見   | 修正箇所   | 理由  |
|---------|-------------|------|----------------|-----------|-----|--|--|--|---|
| 9       | 議会          | 2    | 議員の責務          | 条例に盛り込む内容 | 2   | 議員は、市民福祉の向上と市政発展のために、議会終了後速やかに議会報告会を開催するなど、市民に積極的に伝えるように努めるものとします。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>“条例に盛り込む内容”の2項目の「議会報告会」は議員が行うのではなく、議会として議会報告会を行うのではないかと。したがって、主語は議員ではなく議会ではないか。</li> <li>これまでの議会グループでの議論は、例えば会派としてはなく、一人一人の議員が自分の考えをもって「議会報告会」をしてもらいたいという思いがあって提言しているの、やはり主語は議員である</li> </ul> | 【条例に盛り込む内容】の「議員は、」を「議会は、」とし、1) 議会の責務に移動する。         | 議員個人の報告会は個人的な活動であり、自治基本条例で行動を規程する内容ではないと考えられる。また、「議会報告会」は議員個人が行うべきではなく、議会として行うべきだと考えられるため、議会に移動する |
| 9       | 議会          | 2    | 議員の責務          | 解説・背景     | 3   | 議員からの情報発信が少ないか、一部の市民にしか自らの議員活動や考え方を発表していないと考えられるので、こうした状況を是正することが必要であり、議員からの公平で積極的な市民への情報公開が必要であると考えます | —  | 【解説・背景】3つ目は、1) 議会の責務に移動する。また、「議員は」を「議会は」とする。       | 【条例に盛り込む内容】の主語の変更と場所の移動を受けて移動した。また、移動先に合わせて主語を変更した  |
| 9       | 議会          | 2    | 議員の責務          | 条例に盛り込む内容 | 3   | 議員は、新しい時代を捉え、多様な手法により市民に伝えるように、自己研鑽に努めるものとします  | —  | 「多様な手法により」を「多様な手法によって」と変更する。                       | 「多様な手法により」は「多様な手法によって」の方が文章を通しての表現が良いため。  |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 1    | 条例の運用状況の検証の必要性 | —         | —   | (省略)   | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 2    | 条例の見直しについて     | —         | —   | (省略)   | —  | 素案の文案通り  | —   |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 3    | 検証および見直しの組織    | 条例に盛り込む内容 | 1   | 条例の検証及び見直しのため、市民及び学識経験者で構成される組織を設け、年2回定例会を開催します。また、検証及び見直し組織の長が必要と認めるときには、会を開催します。                     | —  | 「条例の検証」を「条例に沿った運用が適切にされているかの検証」と修正する               | 検証の内容を分かりやすくするため運用という言葉を追加した。   |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 3    | 検証および見直しの組織    | 条例に盛り込む内容 | 1   | 条例の検証及び見直しのため、市民及び学識経験者で構成される組織を設け、年1回定例会を開催します。また、検証及び見直し組織の長が必要と認めるときには、会を開催します。                     | 1項目の「年1回定例会を開催します」を、「年数回定例会を定期的に開催します」と修正する  | 「年1回」を「毎年定期的に」と修正する                                | 定例会の回数は条例に盛り込む内容としてはふさわしくないため表現を変更した  |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 3    | 検証および見直しの組織    | 解説・背景     | 2   | 構成員の半数は公募による選出とし、また、偏りの少ないメンバー構成とするため無作為抽出を行う等、募集方法の工夫が必要です  | 「例えば」を追加して「～メンバー構成とするため、例えば無作為抽出～」とする  | 素案の文案通り  | 無作為抽出の前に「例えば」という文言を追加したらどうかというワークショップからの提案については、無作為抽出の後に「等」という言葉が既についているのでいらぬのではないかと              |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 3    | 検証および見直しの組織    | —         | —   | —  | 「市は、検証及び見直し組織による見直し結果を尊重することが必要です。」を追加する   | 「市は、検証及び見直し組織による検討結果を尊重することが必要です」を3項目目に追加する        | 市に結果を尊重してもらうことが大切だから  |
| 10      | 条例の実効性担保・運用 | 4    | 条例の普及啓発        | 解説・背景     | —   | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに、「条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定めるとした部分も合わせて知らせていくことが必要です。」の文章を追加する。</li> </ul>  | 「条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定める部分も合わせて知らせていくことが重要です。」を追加する | 自治基本条例及びそれに関連する事柄を普及啓発することが必要だから。   |
| 11      | 住民投票        | 1    | 住民投票の必要性及び形式   | 条例に盛り込む内容 | —   | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「常設型」「個別型」「両論併記」「形式については判断できない」の4種類の意見が出た。</li> <li>住民投票の項目が必要であることの確認は得られた。</li> </ul>   | 住民投票が必要であることを明記し、その形式については今後の議論にゆだねることとする。         | 住民投票は必要だという点では一致しているが、その手法については判断できないという意見もあるため、両論併記ではなく、手法については述べないこととする                         |

| 大見出し<br>No. | タイトル           | 小見出し | 小見出し<br>タイトル              | 内容/解説 | 項目数 | 提言書素案 | 第7回WSで出された意見 | 修正箇所    | 理由 |
|-------------|----------------|------|---------------------------|-------|-----|-------|--------------|---------|----|
| 11          | 住民投票           | 2    | 住民投票<br>の投票結<br>果につい<br>て | —     | —   | (省略)  | —            | 素案の文案通り | —  |
| 12          | 条例の位置づ<br>け委   | —    | —                         | —     | —   | (省略)  | —            | 素案の文案通り | —  |
| 13          | 広域的な連携<br>及び協力 | —    | —                         | —     | —   | (省略)  | —            | 素案の文案通り | —  |
| 14          | 危機管理           | —    | —                         | —     | —   | (省略)  | —            | 素案の文案通り | —  |